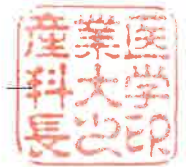




産医大発第 230136 号
令和 5年 6月 21日

厚生労働省
労働基準局長 鈴木 英二郎 殿

産業医科大学
学長 上田 陽



産業医大認定ハイジニスト制度の制定に係る化学物質管理専門家の要件と同等の能力を有すると認められる者の該当に関する適用について（依頼）

標記につきましては、別紙資料のとおり、産業医科大学において、産業医大認定ハイジニスト制度（令和5年6月1日施行）を制定いたしましたので、産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、当該制度において資格を保持している者が労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和4年9月7日、基発0907第1号）の第2 細部事項「2 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係」のうち、化学物質管理専門家と「(2) 同等以上の能力を有する者（専門家告示（安衛則等）第1号ニ関係、専門家告示（粉じん則）第4号関係）」に該当する者となるようご依頼申し上げます。

<別紙資料>

- ・ 産業医科大学認定ハイジニスト制度について
- ・ 産業医科大学認定ハイジニスト規程
- ・ 産業医大認定ハイジニスト更新基準

産業医大認定ハイジニスト制度について

1 制度の趣旨・必要性

産業保健において、労働者の健康を保持することは重要である。一方、現在の産業界においては、化学物質をはじめ多くの有害要因が存在しており、この目的を達成するためには高度な知識と技術が必要とされる。世界的には、主として衛生管理の専門職であるオキュペイショナル（インダストリアル）ハイジニストが活躍しており、我が国においても高度な専門性を持つハイジニストの養成が急務といえる。

現在、産業衛生科学科（現4年生から新カリキュラム）では、約3,000時間の安全衛生等に関連した教育を実施しており、この中には、科学的な基礎学問のほか、統計学的手法、生理学、解剖学、毒性学、有害物質の挙動、生物学的な有害性物質、リスクアセスメントのほか、実務的な教育内容として、疫学手法、ばく露モニタリング方法、リスクアセスメント手法のほか、設備の改善技術、エルゴノミクス、安全衛生関係法令等が含まれていることから、実践的な力を有して、令和5年度（令和6年3月）に卒業することとなる。また、産業衛生科学科（環境マネジメント学科）の多くの卒業生が本社の統括部門や工場において、安全衛生管理者として既に活躍しているが、今後、さらなる高度な専門性を持つハイジニストレベルの人材が求められている。

特に、化学物質管理においては、令和5年4月1日施行の法令改正により、リスクアセスメントを主体とした自律的な管理手法が導入されることとなるが、対象とする化学物質数は約2,900にのぼり、事業主は労働者に対して多種のばく露対策実施により、厚生労働大臣が定める濃度基準値以下に抑えることが必須となり、さらなる化学物質管理の推進、健康障害防止のみならず、さらなる健康づくりと快適な作業場づくりにも寄与できる人材が求められている。本学が策定している20年間の長期ビジョン「産業医大未来構想2040（期間令和3年4月1日～令和23年3月31日）」では、世界的に通用するオキュペイショナルハイジニスト及び安全専門家の教育を構築することを掲げており、社会に望まれるレベルの人材育成のために新たな制度を構築し、また、世界的に高い信頼を得ることで、これらの要望に応えることが可能だと考えられる。

以上のことから、今後の産業衛生科学科の卒業生に対して、一定期間（1年以上）の化学物質管理に関する実務経験の後に、安全衛生管理（化学物質管理）の教育及び研修を継続して受け、高度な専門性を持った者に対して認定するための「産業医大認定ハイジニスト制度」を創設し、世界的に通用し社会や企業において活躍できる人材を養成する。

2 認定条件

産業衛生科学科を卒業後、化学物質管理に関する1年以上の実務を経験し、所定の試験を合格した者

3 制度開始年月日

令和6年4月1日（予定）

4 認定期間

5年 認定の更新を行うためには一定の条件を満たす必要あり（別添③参照）

5 認定（申請時）料金及び更新料金

認定（申請時）及び更新時の料金は、無料とする。

6 申請及び更新方法

認定希望者は、化学物質管理に関する実務経験1年以上経過後の毎年度4月1日から5月31日までの期間に、申請書等関連書類を産業医科大学（学長）あてに提出し、所定の試験を受けた後、産業医大認定ハイジニスト審査委員会が審査を行い、認定する。

<例 申請時>

R6.3 産業衛生科学科1期生卒業

R6.4 企業等に、衛生管理者、作業環境測定士又は衛生工学衛生管理者として就職

R7.4 上記の化学物質管理に関する実務経験1年経過

R7.4～5 末 認定申請

R7.6 試験実施、委員会審査、認定付与（認定期間 R7.6～R12.5）

更新希望者は、認定後5年を経過する前に、更新申請書等関連書類を本学あてに提出し、委員会が審査を行い、更新認定する。

<例 更新時>

R12.4 更新申請（5年間の評点（100点以上）実績資料添付）

R12.5 委員会更新審査

R12.6 更新認定（認定期間 R12.6～R17.5）

7 関係規程等（別添）

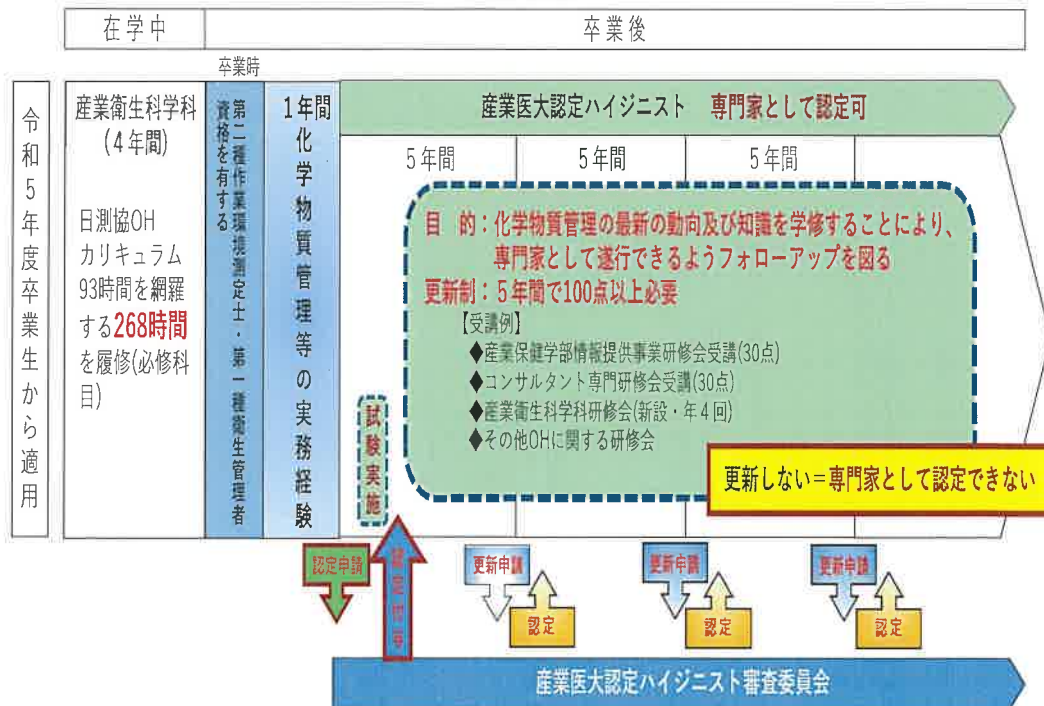
① 産業医科大学認定ハイジニスト規程

② 産業医大認定ハイジニスト認定審査委員会細則

③ 産業医大認定ハイジニスト更新基準

※ いずれも令和5年6月1日施行、令和6年3月の産業衛生科学科卒業生から適用予定

産業医大認定ハイジニスト制度概要図



産業医科大学認定ハイジニスト規程

令和5年5月19日 産医大規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「大学」という。）の産業保健学部産業衛生科学科の卒業生（以下「卒業生」という。）に対して、大学が実施する産業医大認定ハイジニスト（以下「ハイジニスト」という。）の認定及び認定の更新（以下「認定等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 大学に、認定等に係る評価、判定その他必要な業務を行うため、産業医大認定ハイジニスト審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(認定)

第3条 認定は、次の各号に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 申請者は、1年以上の化学物質管理に関する実務経験を有した大学の卒業生であること。
- (2) 申請者が認定を希望するときは、大学が定める必要な書類等を添えて学長に申請すること。
- (3) 申請者は、大学が定める所定の試験に合格したものであること。
- (4) 学長は、認定申請を受けたときは、委員会の議を経て認定の可否を決定すること。
- (5) 認定時にやむを得ない理由により認定手続きができなかった者の取扱いは、委員会の議を経て学長が決定すること。

2 前項第2号に規定する認定に係る申請書類の様式及び同項第3号に規定する試験内容は、別に定める。

(認定の更新)

第4条 認定の更新は、次の各号に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 認定の有効期間は5年とし、認定の更新を行わない者は、認定証の交付日から5年をもって失効すること。
- (2) 申請者が認定の更新を希望するときは、大学が定める必要な書類等を添えて学長に申請すること。
- (3) 学長は、認定の更新申請を受けたときは、委員会の議を経て更新の可否を決定すること。
- (4) 認定の更新要件は、認定の有効期間内に、大学が別に定める基準による評点を100点以上取得すること。
- (5) 評点の審査は、原則として第2号に規定する書類をもって行うこと。
- (6) 認定更新時にやむを得ない理由により更新手続きができなかった者の取扱いは、委員会の議を経て学長が決定すること。

2 前項第2号に規定する認定の更新に係る申請書類の様式は、別に定める。

(庶務)

第5条 認定等に関する庶務は、キャリア支援課において行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、認定等の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行し、施行日以降に産業衛生科学科を卒業した者について適用する。

産業医大認定ハイジニスト審査委員会細則

令和5年5月19日 産医大内達第20号

(目的)

第1条 この細則は、産業医科大学認定ハイジニスト規程（令和5年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、産業医大認定ハイジニスト審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 産業医大認定ハイジニスト（以下「ハイジニスト」という。）の認定及び認定の更新に関する事項
- (2) ハイジニスト制度の運用に関する事項
- (3) 前2号のほか、ハイジニストに関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者 1名
- (2) 産業保健学部長
- (3) 産業保健学部産業衛生科学科の教授のうち学長が指名する者 若干名
- (4) 産業保健学部から選出された者 若干名
- (5) 外部有識者 若干名
- (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 第1項第3号から第6号までの委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、必要に応じ開催する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、キャリア支援課において行う。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第3号から第6号までの規定により最初に選出される委員の任期の開始は、この細則の施行の日とし、その任期は第3条第3項の規定にかかわらず令和8年3月31日までとする。

産業医大認定ハイジニスト

(更新には5年間で100点以上が必要)

評点基準

カテゴリー	内 容	評 点	上 限
			(又は必須)
I	産業衛生学会（労働衛生）分野における活動（フルタイムを基本とするa）	15点/年（フルタイム）	
II	産業医大認定ハイジニスト審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認定する講習等の技術研修b)の受講、あるいは認定委員会が認定する学会等の学術集会c)への参加	0.5点/時間	30 (必須)
III	審査委員会が認定する学術雑誌等d)への論文の掲載	査読付筆頭著者：4点/編	50
		査読付共著者：2点/編	
		査読無著者：1点/編	
IV	審査委員会が認定する学会等の学術集会c)における口頭発表	口頭発表：2点/件	20
V	審査委員会が認定する講習・学術集会等における講師b) c)	1点/時間	20
VI	産業医大認定ハイジニスト審査委員会への参画	1点/年	20

a 活動がフルタイムでない場合

活動がフルタイムでない場合、その活動時間をフルタイムに換算して評点とする（たとえば、活動時間が半日程度であれば7.5点/年）。

b 評点にかかわる技術研修

技術研修（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学（以下「本学」という。）産業保健学部 情報提供研修会、日本作業環境測定協会（以下「日測協」という。）のブラッシュアップ講習	受講又は講師	作業環境測定士を対象に、技術、法令等の変化にキャッチアップすることを目的として行う研修。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業保健総合支援センター 労働衛生研修会、日測協の中央シンポジウム	受講又は講師	作業環境測定・評価推進運動の一環として本部が企画して行う。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業衛生科学研修会 本学 産業衛生科学科（新設） 年4回 8時間/回（オンライン受講可）	受講	産業衛生学についての研修である。講師は本学産業衛生科学科の教員であり、新しい情報等について講義する。卒後の教育として適切である。
コンサルタント専門研修会 （労働安全衛生コンサルタント会）	受講又は講師	労働安全衛生コンサルタント会が例年実施するコンサルタントのための「労働衛生研修会」。講師は専門家であり、また内容的にも適切と考えられる。
日本産業衛生学会地方会研修会、産業医学推進研究会、日測協のほか、労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会、都道府県産業保健推進センターその他の関連団体が主催するオキュペイショナルハイジーン分野の研修のうち、認定委員会の認定したもの（その都度審査する）	受講又は講師	候補となる研修は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適切と思われる研修会について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。
AIHA等国外の研修機会		

c 評点にかかわる学会等

学会等（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学学会、日測協の作業環境測定研究発表会、日本労働衛生工学会、日本産業衛生学会、衛生学会	発表又は参加	いずれも歴史ある研究発表会や学会であり、適切である。
IOHA、AIHA、その他認定委員会が認定する学会等	発表又は参加	候補となる学会等は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適切と思われる研修会について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。

d 評点にかかわる学術雑誌等

『労働衛生工学』、『Industrial Health』におけるオキュペイショナルハイジーン分野の論文、
『Journal of Occupational and Environmental Hygiene』、その他認定委員会が認定する学術雑誌等。
巻頭言、随筆、紹介文、座談会における発言等は対象とならない。

附則 本基準は、令和5年6月1日から施行する。

オキュベシヨナルハイジニスト養成に必要なカリキュラム 対比表 (1)
 (日本作業環境測定協会専門研修カリキュラムに対する産業衛生科学科カリキュラム)

産業医科大学 産業保健学部 産業衛生科学科 日本作業環境測定協会 オキュベシヨナルハイジニスト 専門研修カリキュラム	学 年	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3																				
	科目番号	E113	E115	E204	E 209	E214	E215	E217	E220	C903	C906	E303	E304	E305	E306	E307	E309	E310	E311	E313	E314	E315	E320																				
授業科目名	(必修科目)	産業衛生科学入門	作業環境管理概論	保健統計学	流体力学(含演習)	産業保健学概論	作業環境管理理学	労働衛生関連法規	作業管理理学	人体機能学	職業起因性病態学概論	環境情報管理理学演習	健康管理理学	産業保健学	作業環境管理理学演習Ⅰ	作業環境管理理学演習Ⅱ	労働衛生工学	労働衛生工学実習	人間工学	労働生理学(含救急処置)	労働生理学実習	職業起因性病態学(中毒学)	リスク管理理学																				
コース、項目番号、項目名	時間	合計時間(内訳)																																									
1 化学物質等の規制、管理の内外の動向に関する知識																																											
1-1	日本の法制等	2.0	24.0					24.0																																			
	世界の安全衛生の潮流の理解			(1.5)			0.5								1.0																												
1-2	EUの安全衛生及び環境	2.0	3.5	(1.0)									0.5		0.5																												
	米国安全衛生法			(1.0)			0.5								0.5																												
1-3	ILOの動き	2.0	2.0	(1.0)			0.5								0.5																												
	国連及び国連機関の環境・安全の動き			(1.0)			0.5								0.5																												
2 労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理																																											
2-1	ばく露評価と管理	6.0	6.5		3.0		0.5								3.0																												
2-2	ばく露評価と管理	2.0	2.0									1.0										1.0																					
2-3	リスク評価と手順、方法	2.0	4.0				1.0								3.0																												
2-4	ばく露評価と管理	2.0	2.0		1.0																	1.0																					
3 労働環境のハザード評価																																											
3-1	毒性物質の体内動態	3.0	4.5						1.0	0.5												3.0																					
3-2	発がん物質	2.0	3.0							1.5												1.5																					
3-3	化学物質の毒性の検出方法	2.0	4.0							1.0												3.0																					
3-4	化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等の設定	5.0	10.5												0.5							10.0																					
3-5	ハザード情報とその区分	3.0	4.0												0.5							0.5 3.0																					
3-6	化学物質等による毒性総論	3.0	2.5						1.5													1.0																					
4 物理的有害因子のリスク管理																																											
4-1	非電離放射線のリスク管理	3.0	5.5		0.5											0.5						4.5																					
4-2	電離放射線のリスク管理	3.0	3.0		0.5										2.5							1.5																					
4-3	振動のリスク管理	2.0	2.5		0.5										1.0						1.0	4.5																					
4-4	温熱のリスク管理	2.0	7.5		0.5			1.5													1.0	4.5																					
4-5	気圧のリスク管理	2.0	2.5		0.5					0.5						0.5					1.0	4.5																					
4-6	騒音・超音波のリスク管理	2.0	15.0													1.0	9.0				0.5	4.5																					
5 生物的有害因子のリスク管理																																											
5-1	生物的ハザード因子とその性質			(5.0)			0.5				3.0		1.5																														
	生物的ハザードによるリスクとその評価	3.0	6.5	(0.5)			0.5																																				
	リスク削減対策			(1.0)			0.5									0.5																											
6 一般環境のハザード・リスク評価、リスク管理																																											
6-1	環境科学概論	3.0	4.5		3.0																	1.5																					
6-2	環境保健概論	2.0	3.0		1.5																	1.5																					
7 労働衛生工学概論																																											
7-1	有害化学物質等の発散抑制のための工学的対策	6.0	19.0													7.0	12.0																										
7-2	排ガス・粉じん・廃液の処理	2.0	4.0													4.0																											
7-3	保護具	2.0	8.5					0.5						0.5		1.5	6.0																										
8 環境管理の工学的対策(作業環境、一般環境)																																											
8-1	化学工学の基礎			(1.0)													1.0																										
	流体工学の基礎	5.0	32.0	(23.0)			21.0									2.0																											
	粉体工学の基礎			(8.0)												2.0	6.0																										
9 労働衛生学及び人間工学的課題																																											
9-1	健康管理学概論	2.0	3.0											3.0																													
9-2	労働衛生教育概論	1.0	1.5											1.5																													
9-3	職業性疾病概論	1.0	9.0				1.5			7.5																																	
9-4	精神保健概論	2.0	6.0				1.5					1.5	3.0																														
9-5	人間工学	4.0	22.5																	22.5																							
10 公衆衛生概論																																											
10-1	衛生統計学概論			(22.5)			22.5																																				
	食品保健および栄養概論	3.0	32.0	(0.5)									0.5																														
	衛生行政概論			(9.0)				9.0																																			
11 疫学調査																																											
11-1	疫学調査	3.0	4.0		1.0							3.0																															
12 リスクコミュニケーション																																											
12-1	残存リスク、リスクコミュニケーション	1.5	1.5				1.0															0.5																					
12-2	残存リスク、リスクコミュニケーション	2.5	2.5		1.5																	1.0																					
合計時間		93.0	268.0	6.0	6.5	23.5	21.0	3.0	6.0	33.0	2.0	2.5	11.0	7.0	2.0	11.0	8.5	4.0	20.0	33.0	22.5	3.5	13.5	19.0	9.5																		

オキュベシヨナルハイジニスト養成に必要なカリキュラム 対比表 (II)
 (産業衛生学教科カリキュラムに対する日本作業環境測定協会専門研修カリキュラム)

産業衛生学教科カリキュラム				根拠資料	日本作業環境測定協会オキュベシヨナルハイジニスト専門研修カリキュラム			
科目名	授業回	授業内容	時間	フォルダ名	コース	項目番号	項目名	
E113 産業衛生学入門	2	産業衛生学教科で学ぶこと	6.0	A01	一般環境のハザード・リスク評価、リスク管理	6-2	環境保健概論	
	9	環境に潜む微生物		A02		6-1	環境科学概論	
	12	人にやさしい、地球にやさしい		A03		12-2	残存リスク・リスクコミュニケーション	
	11	人の行動と組織・社会						
E115 作業環境管理学概論	4	許容濃度と管理濃度	6.5	B01	物理的有害因子のリスク管理	2-1	ばく露評価と管理	
	14	化学物質のリスクアセスメント、SDSの読み方、総人理露濃度と個人曝露計		B02		2-4	ばく露評価と管理	
	11	測定対象物質と事務所環境		B03		4-2	電磁放射線のリスク管理	
	12	有害因子2 騒音・振動・電磁波		B04		4-1	非電磁放射線のリスク管理	
	12	有害因子2 騒音・振動・電磁波		B05		4-3	振動のリスク管理	
	13	有害因子3 高気圧・温熱・酸素欠乏		B06		4-4	温熱のリスク管理	
	13	有害因子3 高気圧・温熱・酸素欠乏		B07		4-5	気圧のリスク管理	
E204 保健統計学	1~15	統計学とは、データの分布を考える 他	23.5	C01	公衆衛生概論	10-1	衛生統計学概論	
	14	コンピュータ演習：データ分析		C02	疫学調査	11-1	疫学調査	
	15	コンピュータ演習：総合課題						
E209 流体力学(含演習)	1~14	序論：流体とは何か 他	21.0	21.0	D01	環境管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	8-1	流体力学の基礎
E214 産業保健学概論	3	労働環境に起因する健康障害とその予防	3.0	E01	労働衛生学及び人間工学的課題	9-3	職業性疾病概論	
	8	健康有害要因の評価		E02		9-4	精神保健概論	
	9	労働者の健康影響の評価						
	10	健康リスク対策						
E215 作業環境管理学	1	作業環境測定の定義	6.0	F01	化学物質等の規制、管理の内外の動向に関する知識	1-3	ILOの動き	
	1	作業環境測定の定義		F02		1-3	国連及び国連機関の環境・安全の動き	
	1	作業環境測定の定義		F03		2-1	ばく露評価と管理	
	28	実際の企業における労働安全衛生管理		F04		2-3	リスク評価と手順、方法	
	22	作業環境管理方法の基礎		F05		1-2	世界の安全衛生の潮流の理解	
	23	作業環境管理方法の実務		F06		1-2	米国安全衛生法	
	24	作業環境管理方法の課題		F07		12-1	残存リスク・リスクコミュニケーション	
	28	実際の企業における労働安全衛生管理		F08		5-1	生物学的ハザード因子とその性質	
	29	実際の企業における労働安全衛生管理		F09		5-1	生物学的ハザードによるリスクとその評価	
	30	実際の企業における労働安全衛生管理		F10		5-1	リスク削減対策	
E217 労働衛生関連法規	1~6	労働衛生法規総論(法律用語、他の法規等との関係) 他	33.0	G01	公衆衛生概論	10-1	衛生行政概論	
	7~22	労働安全衛生法に関する判例 他		G02	化学物質等の規制、管理の内外の動向に関する知識	1-1	日本の法制等	
E220 作業管理学	5	暑熱環境と作業管理	2.0	H01	物理的有害因子のリスク管理	4-4	温熱のリスク管理	
	6	騒音対策		H02	労働衛生学概論	7-3	保護具	
C903 人体機能学	11	組織・細胞系機能Ⅰ	2.5	I01	労働環境のハザード評価	3-1	毒性物質の体内動態	
	12	組織・細胞系機能Ⅱ		I02		3-6	化学物質等による毒性総論	
C906 職業起因性病態学概論	1	作業要因に関連した疾病	11.0	J01	労働環境のハザード評価	4-5	気圧のリスク管理	
	2	ガス中毒・金属中毒		J02		3-1	毒性物質の体内動態	
	2	ガス中毒・金属中毒		J03		3-3	化学物質の毒性の検出方法	
	3	職業癌		J04		3-2	発がん物質	
	4	有機溶剤中毒		J05		9-3	職業性疾病概論	
	5	じん肺						
	6	職業性アレルギー						
	7	作業関連疾患						
8	今後の課題及び総まとめ							
E303 環境情報管理学演習	1~2	平均値、標準偏差、標準誤差、グラフの作成、平均値の差の検定	7.0	K01	疫学調査	11-1	疫学調査	
	18	質問紙調査データの解析①		K02	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-2	ばく露評価と管理	
	8	曝露推定モデルの活用方法(IHMod2.0を使ってみる)		K03	生物学的有害因子のリスク管理	5-1	生物学的ハザード因子とその性質	
	14~15	浮遊微生物濃度と環境因子との関係性を考える(相関と因果)						
E304 健康管理学	9	生活習慣病・代謝異常・骨関節疾患	2.0	L01	公衆衛生概論	10-1	食品保健および栄養概論	
	13	精神科疾患および自殺とメンタルヘルス対策		L02	労働衛生学及び人間工学的課題	9-4	精神保健概論	
E305 産業保健学	2~3	メンタルヘルス対策	11.0	M01	労働衛生学及び人間工学的課題	9-4	精神保健概論	
	5	生物因子の生体影響		M02	生物学的有害因子のリスク管理	5-1	生物学的ハザード因子とその性質	
	6	有機溶剤、特定化学物質の生体影響		M03	労働環境のハザード評価	3-4	化学物質の人体への作用態様とばく露評価等の総論	
	6	有機溶剤、特定化学物質の生体影響		M04	労働環境のハザード評価	3-5	ハザード情報とその区分	
	8	健康管理①健康管理体制、外部機関の活用		M05	労働衛生学及び人間工学的課題	9-1	健康管理学概論	
	9	健康管理②健康診断と事後措置		M06				
	12	作業管理		M07	労働衛生学概論	7-3	保護具	
	14	健康教育・労働衛生教育②企画		M08	労働衛生学及び人間工学的課題	9-2	労働衛生教育概論	
	15	化学物質管理の動向		M09	化学物質等の規制、管理の内外の動向に関する知識	1-2	EUの安全衛生及び環境	

産業衛生学教科カリキュラム				根拠資料	日本作業環境測定協会オキュベシヨナルハイジニスト専門研修カリキュラム					
科目名	授業回	授業内容	時間	フォルダ名	コース	項目番号	項目名			
E306	作業環境管理学演習Ⅰ									
	1	作業環境測定のためのデザイン概論	8.5	N01	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-3	リスク評価と手順、方法			
	2	化学物質管理と作業環境測定との関係								
	3	作業環境測定のためのデザイン概論(測定点)		N02	物理的有害因子のリスク管理	4-2	電離放射線のリスク管理			
	4	個人サンプラーを活用した作業環境管理の目的								
	30	総括		N03	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-1	ばく露評価と管理			
5~6	個人サンプラーを活用した作業環境管理の方法									
E307	作業環境管理学演習Ⅱ									
	1	作業環境測定結果の記録	4.0	Q01	化学物質等の規制、管理の内外の動向に関する知識	1-3	ILOの動き			
	1	作業環境測定結果の記録		Q02		1-3	国連及び国際機関の環境・安全の動き			
	17	指定作業場以外の作業場の環境評価(騒音)		Q03	物理的有害因子のリスク管理	4-3	振動のリスク管理			
	28	総括		Q04	1-2	EUの安全衛生及び環境				
	28	総括		Q05	化学物質等の規制、管理の内外の動向に関する知識	1-2	米国家安全衛生法			
	30	総括		Q06	1-2	世界の安全衛生の潮流の理解				
E309	労働衛生工学									
	5	粉じんおよび繊維状物質	2.0	P01	環境管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	8-1	粉体工学の基礎			
	11~12	流体力学および流体工学		P02						
	13~14	局所排気装置		P03						
	5	粉じんおよび繊維状物質	4.0	P04	労働衛生工学概論	7-2	排ガス・粉じん・廃液の処理			
	22~24	局所排気装置の設計演習		P05						
	25	プッシュプル型換気装置と全体換気		P06						
	6	有機溶剤、特定化学物質の性質と挙動		P07				環境管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	8-1	化学工学の基礎
	7	騒音と騒音対策		P08						
	9	物理的因子の性質と対策		P09						
	9	物理的因子の性質と対策	20.0	P10	物理的有害因子のリスク管理	4-1	非電離放射線のリスク管理			
	10	全体換気による環境改善の基本的手法学		P11				4-5	気圧のリスク管理	
	11~12	流体力学および流体工学		P12				5-1	リスク削減対策	
	13~14	局所排気装置	2.0	P13	環境管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	8-1	流体力学の基礎			
	26	労働衛生保護具		P14				7-3	保護具	
	15~16	基礎演習	7.0	P15	労働衛生工学概論	7-1	有害化学物質の発散抑制のための工学的対策			
	17~20	局所排気装置								
	21	局所排気装置の設計演習								
	E310	労働衛生工学実習								
		3~5	騒音の測定	33.0	Q01	物理的有害因子のリスク管理	4-6	騒音・超音波のリスク管理		
		6~8	騒音対策		Q02				労働衛生工学概論	7-3
9~11		労働衛生保護具	Q03		環境管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	8-1	粉体工学の基礎			
12~17		局所排気装置	12.0		Q04	労働衛生工学概論	7-1	有害化学物質の発散抑制のための工学的対策		
17~19		局所排気装置								
21~23		局所排気装置								
18~20	全体換気とプッシュプル型換気装置									
E311	人間工学									
	1~15	人間工学の概念と定義 他	22.5	22.5	R01	労働衛生学及び人間工学的課題	9-5	人間工学		
E313	労働生理学(含救急処置)									
	11	暑熱環境下での生理変化と危険性	3.5	S01	物理的有害因子のリスク管理	4-4	温熱のリスク管理			
	17	労働環境と視覚、聴覚、嗅覚、触覚の生理		S02				4-3	振動のリスク管理	
	18	労働に伴うストレス、疲労		S03				4-5	気圧のリスク管理	
	17	労働環境と視覚、聴覚、嗅覚、触覚の生理		S04				4-6	騒音・超音波のリスク管理	
E314	労働生理学実習									
	4~6	暑熱環境下における生理変化の測定と評価	13.5	T01	物理的有害因子のリスク管理	4-4	温熱のリスク管理			
	19~21	事務的作業による疲労度の測定と評価		T02				4-1	非電離放射線のリスク管理	
	13~15	聴力の測定と評価		T03				4-6	騒音・超音波のリスク管理	
E315	職業起因性病態学(中毒学)									
	6	有害物質によるアレルギー	19.0	U01	労働環境のハザード評価	3-4	化学物質等の人体への作用形態とばく露限界値等の設定			
	9	有害物質の臓器毒性(1)呼吸器毒性		U02						
	10	有害物質の臓器毒性(2)神経毒性		U03						
	11	有害物質の臓器毒性(3)皮膚毒性・血液毒性		U04						
	13	有害物質の臓器毒性(4)肝毒性・腎毒性		U05						
	14	有害物質の臓器毒性(5)生殖毒性		U06						
	15	有害物質の臓器毒性(6)その他の毒性・および全体の総括		U07						
	1	中毒学概論		U08				3-5	ハザード情報とその区分	
	2	有害物質の体内動態および代謝		U09				3-1	毒性物質の体内動態	
	3	標的臓器の生理学		U10				3-2	発がん物質	
	5	有害物質の変異原性と発がん性		U11				3-3	化学物質の毒性の検出方法	
	4	細胞生物学と毒性のメカニズム		U12				3-6	化学物質等による毒性総論	
	7	有害物質のモニタリング		U13						
1	中毒学概論	U14								
E320	リスク管理学									
	1	リスクマネジメントとは	9.5	V01	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-2	ばく露評価と管理			
	11	化学物質リスクアセスメント		V02						
	15	総括		V03	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-4	ばく露評価と管理			
	2	リスク認知とリスクコミュニケーション		V04						
	2	リスク認知とリスクコミュニケーション		V05	リスクコミュニケーション	12-1	狭域リスク・リスクコミュニケーション			
	4	職場におけるリスクアセスメント②化学物質		3.0	V05	労働環境のハザード評価	3-5	ハザード情報とその区分		
	9	職場におけるリスクアセスメント①GHS								
	12	事例:Risk Learningによる定量的方法		1.5	V06	一般環境のハザード・リスク評価、リスク管理	6-1	環境科学概論		
	13	環境リスクへのアプローチ		1.5	V07	6-2	環境保健概論			
				268.0	268.0					

日本作業環境測定協会COH

(更新には5年間で100点以上が必要)

評点基準

カテゴリー	内 容	評 点	上限
			(又は必須)
I	産業衛生学会（労働衛生）分野における活動（フルタイムを基本とするa）	10点/年（フルタイム）	
II	認定委員会が認定する講習等の技術研修b)の受講、あるいは認定委員会が認定する学会等の学術集会c)への参加	0.5点/時間	30 (必須)
III	認定委員会が認定する学術雑誌等d)への論文の掲載	査読付筆頭著者：4点/編	50
		査読付共著者：2点/編	
		査読無著者：1点/編	
IV	認定委員会が認定する学会等の学術集会c)における口頭発表	口頭発表：2点/件	20
V	認定委員会が認定する講習・学術集会等における講師b) c)	1点/時間	20
VI	認定ハイジニストに関する委員会への参画	1点/年	20

a 活動がフルタイムでない場合

活動がフルタイムでない場合、その活動時間をフルタイムに換算して評点とする（たとえば、活動時間が半日程度であれば5点/年）。

b 評点にかかわる技術研修

技術研修（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
ブラッシュアップ講習（日測協）	受講又は講師	作業環境測定士を対象に、技術、法令等の変化にキャッチアップすることを目的として行う研修。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適当である。
中央シンポジウム（日測協）	受講又は講師	作業環境測定・評価推進運動の一環として本部が企画して行う。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適当である。
新任あるいは中堅作業環境測定士講習（日測協）	講師	内容は新任ないし中堅測定士向きであるが、講師を務める場合に限り評価することとする。
コンサルタント専門研修会（労働安全衛生コンサルタント会）	受講又は講師	労働安全衛生コンサルタント会が例年実施するコンサルタントのための「労働衛生研修会」。講師は専門家であり、また内容的にも適切と考えられる。
日測協のほか、労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会、都道府県産業保健推進センターその他の関連団体が主催するオキュペイショナルハイジーン分野の研修のうち、認定委員会の認定したもの（そのつど審査する）	受講又は講師	候補となる研修は、日測協が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適当と思われる研修会について評点の対象とする認定を、日測協に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、日測協は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。
AIHA等国外の研修機会		

c 評点にかかわる学会等

学会等（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
作業環境測定研究発表会（日測協）、日本労働衛生工学会、日本産業衛生学会	発表又は参加	いずれも歴史ある研究発表会や学会であり、適当である。
IOHA、AIHA、その他認定委員会が認定する学会等	発表又は参加	候補となる学会等は、日測協が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適当と思われる研修会について評点の対象とする認定を、日測協に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、日測協は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。

d 評点にかかわる学術雑誌等

『労働衛生工学』、『Industrial Health』におけるオキュペイショナルハイジーン分野の論文、『Journal of Occupational and Environmental Hygiene』、その他認定委員会が認定する学術雑誌等。

巻頭言、随筆、紹介文、座談会における発言等は対象とならない。

附則 本規程は平成22年1月1日から施行する。

附則 本規程は平成25年4月1日から施行する。

附則 本規程は令和2年7月15日から施行する。

産業医大認定ハイジニスト

(更新には5年間で100点以上が必要)

評点基準

カテゴリー	内 容	評 点	上 限
			(又は必須)
I	産業衛生学会（労働衛生）分野における活動（フルタイムを基本とするa）	15点/年（フルタイム）	
II	産業医大認定ハイジニスト審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認定する講習等の技術研修b)の受講、あるいは認定委員会が認定する学会等の学術集会c)への参加	0.5点/時間	30 (必須)
III	審査委員会が認定する学術雑誌等d)への論文の掲載	査読付筆頭著者：4点/編	50
		査読付共著者：2点/編	
		査読無著者：1点/編	
IV	審査委員会が認定する学会等の学術集会c)における口頭発表	口頭発表：2点/件	20
V	審査委員会が認定する講習・学術集会等における講師b) c)	1点/時間	20
VI	産業医大認定ハイジニスト審査委員会への参画	1点/年	20

a 活動がフルタイムでない場合

活動がフルタイムでない場合、その活動時間をフルタイムに換算して評点とする（たとえば、活動時間が半日程度であれば7.5点/年）。

b 評点にかかわる技術研修

技術研修（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学（以下「本学」という。）産業保健学部 情報提供研修会、日本作業環境測定協会（以下「日測協」という。）のフラッシュアップ講習	受講又は講師	作業環境測定士を対象に、技術、法令等の変化にキャッチアップすることを目的として行う研修。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業保健総合支援センター 労働衛生研修会、日測協の中央シンポジウム	受講又は講師	作業環境測定・評価推進運動の一環として本部が企画して行う。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業衛生科学研修会 本学 産業衛生科学科（新設） 年4回 8時間/回（オンライン受講可）	受講	産業衛生学についての研修である。講師は本学産業衛生科学科の教員であり、新しい情報等について講義する。卒後の教育として適切である。
コンサルタント専門研修会 （労働安全衛生コンサルタント会）	受講又は講師	労働安全衛生コンサルタント会が例年実施するコンサルタントのための「労働衛生研修会」。講師は専門家であり、また内容的にも適切と考えられる。
日本産業衛生学会地方会研修会、産業医学推進研究会、日測協のほか、労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会、都道府県産業保健推進センターその他の関連団体が主催するオキュペイショナルハイジニスト分野の研修のうち、認定委員会の認定したもの（その都度審査する）	受講又は講師	候補となる研修は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適切と思われる研修会について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。
AIHA等国外の研修機会		

c 評点にかかわる学会等

学会等（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学学会、日測協の作業環境測定研究発表会、日本労働衛生工学会、日本産業衛生学会、衛生学会	発表又は参加	いずれも歴史ある研究発表会や学会であり、適切である。
IOHA、AIHA、その他認定委員会が認定する学会等	発表又は参加	候補となる学会等は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適当と思われる研修会について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。

d 評点にかかわる学術雑誌等

『労働衛生工学』、『Industrial Health』におけるオキュペイショナルハイジニスト分野の論文、『Journal of Occupational and Environmental Hygiene』、その他認定委員会が認定する学術雑誌等。巻頭言、随筆、紹介文、座談会における発言等は対象とならない。

附則 本基準は、令和5年6月1日から施行する。

産業医大認定ハイジニスト制度

産業衛生科学科

安全衛生・化学物質管理の

充実したカリキュラム

【約3,000時間】

講義
演習
学内実習

+

現場実習
180時間

主な教育内容

- ◆ 科学的な基礎学問
- ◆ 統計学的手法
- ◆ 生理学
- ◆ 解剖学
- ◆ 毒理学
- ◆ 有害物質の挙動
- ◆ 生物学的な有害性物質
- ◆ リスクアセスメント
- ◆ 疫学手法
- ◆ ばく露モニタリング方法
- ◆ リスクアセスメント手法
- ◆ 設備の改善技術
- ◆ エルゴノミクス
- ◆ 安全衛生関係法令



実践的な力を有し卒業

就職

事業場等において化学物質管理等の1年以上の実務経験

実践力を高める



産業医科大学所定の認定試験

認定（5年間）

最新の動向・知識を学修

更新制(5年毎)

更新申請のためには研修会等を受講し5年間で受講点(100点以上)が必要

【受講例】

- ◆ 産業保健学部情報提供事業研修会受講 (30点)
- ◆ コンサルタント専門研修会受講 (30点)
- ◆ 産業衛生科学科研修会(年4回)受講
- ◆ その他OHに関する研修会

産業医大認定ハイジニスト

